

三徳山三佛寺の所領と江戸時代の土地帳簿類の分析

水石靖子¹

The Land possessions of Mitoku-san Sanbutsu-ji: Comparative Analysis of Land books in the Edo period

Yasuko MIZUSHI¹

要旨…江戸時代の三徳山三佛寺所領の実態と全容について究明をおこなった。所領である井土村、俵原村、門前村には必ず検地帳の役割を果たしている「地詰帳」、新たな開墾地を記した「開改帳」など所領に関する帳簿類がある。そのうち門前村は開改帳が数多く遺り、江戸時代をとおして開墾を持続的に実施していたことが判る。また所領の多い井土村では耕作田地の減少を示す土地台帳が遺っているが、三佛寺所領としては門前村を中心に所領一〇〇石を維持するために零細な土地で開墾に努めていたといえる。ところが郷帳などの帳簿類には、それらの増減に関する状況が反映されていなかったためである。すなわち、表向きには所領一〇〇石としつつも、その実態は小規模開墾の蓄積により増加していることが明らかとなった。

キーワード…三徳山、三佛寺、所領、開改帳、土地台帳、江戸時代

はじめに

三徳山三佛寺（鳥取県東伯郡三朝町）は、岩壁にくい込むように建てられている国宝・投入堂をはじめ多くの文化財を所有する山岳寺院である⁽¹⁾。「三徳山由緒・堂社書上」や『伯耆民談記』に記されている縁起には、慶雲三年（七〇六）に役行者が麓よりお堂を放り投げたことからはじまるとみえる⁽²⁾。現在でも投入堂へ辿り着くまでの道のりは厳しく、途中には重要文化財に指定されている文殊堂、地藏堂、納経堂などの堂舎が点在しており、修験道の行場となっている。文殊堂は建物の構造や厨子扉の銘に「天正八年三月吉日」と記されていることから一六世紀頃の建立、地藏堂は建物の構造から室町時代頃の建立とされる。年輪年代法による調査の結果、納経堂は

一〇八二年頃伐採された材木が使用されていることが判明し、国宝の投入堂は平安末期頃の建立であることが確定している⁽³⁾。さらに、三徳山の中腹には江戸時代の建物で平成二三年（二〇一一）に修理を終えた本堂があり、周辺には子院の輪光院、正善院、皆成院がある。

今日まで江戸時代の因幡・伯耆地方における寺社所領に関しては大山寺の研究があるのみである⁽⁴⁾。本研究は、そのような状況をふまえて大山寺に次ぐ寺院である三佛寺について寺院が所蔵する土地台帳原本の調査・分析など基礎的な作業から江戸時代の三佛寺所領の実態を究明することが、因幡地方に所在する寺院の

¹ 〒 689-0213 鳥取市気高町下光元 190-7

Shimomitsumoto190-7, Ketaka-cho, Tottori, 689-0213, Japan

E-mail:m18ya@yahoo.co.jp

[受領 Received 15 November 2017 / 受理 Accepted 7 January 2018]

〔表1〕 三佛寺所蔵 第2 函 目録

整理番号	史料名	作成年代	西暦	月	日
1	伯州河村郡井土村田畠地詰帳 (寛永十年)	寛永10	1633	7	—
2	河村郡三徳門前地詰帳 (延宝五年)	延宝5	1677	9	—
3	河村郡俵原村地詰帳 (延宝五年)	延宝5	1677	9	—
4	河村郡三徳門前開改帳	元禄14	1701	6	—
5	河村郡三徳門前村開改帳 (元禄十四年)	元禄14	1701	6	—
6	河村郡門前村新開御改帳 (正徳五年)	正徳5	1715	3	—
7	河村郡美徳山門前村新開御改帳 (正徳五年)	正徳5	1715	3	—
8	河村郡門前村新開御改帳	享保2	1717	11	—
9	河村郡三徳門前村新開改帳	延享4	1745	10	—
10	河村郡三徳門前村新開改帳 (延享四年)	延享4	1745	10	—
11	河村郡俵原村開改帳 (延享四年)	延享4	1745	4	—
12	美徳山門前村新開改帳	延享4	1745	10	—
13	河村郡美徳山門前村開御改帳 (安永二年)	安永2	1773	10	—
14	河村郡美徳山門前村開御改帳 (寛政六年)	寛政6	1794	11	—
15	美徳山門前村新田御改帳 (寛政六年)	寛政6	1794	11	—
16	河村郡美徳山門前村開御改帳 (享和三年)	享和3	1803	10	—
17	河村郡俵原村新開改帳 (文化元年)	文化元	1804	10	—
18	河村郡美徳山門前村年々開改帳 (文化九年)	文化9	1812	11	—
19	河村郡井土村新開改帳	文政7	1824	10	—
20	河村郡美徳山門前村開御改帳	天保5	1834	8	—
21	俵原御図帳写	延宝5	1677	9	—
22	河村郡井土村永荒御改帳	元禄13	1700	7	21
23	井土村不植田御改帳	元禄16	1703	7	1
24	井土村日焼不植田帳	享保8	1723	5	29
25	井土村不植田取分ヶ帳	享保8	1723	11	15
26	井土村日焼田帳	享保14	1729	9	—
27	門前村名寄帳	延享元	1744	10	—
28	門前村御年貢取立帳	寛延3	1750	10	—
29	井土村御定米帳	寛延3	1750	11	—
30	河村郡井土村流場所御改帳	宝暦12	1762	8	—

〔表2〕 三佛寺所蔵 第2 函 村別目録

作成年代	西暦	門前村	俵原村	井土村
寛永10	1633			地詰帳 (1号)
延宝5	1677	地詰帳 (2号)	地詰帳 (3号) 図帳写 (21号)	
元禄13	1700			
元禄14	1701	開改帳 (4号) * 開改帳 (5号)		永荒改帳 (22号)
元禄16	1703			不植田改帳 (23号)
正徳5	1715	新開改帳 (6号) * 新開改帳 (7号)		
享保2	1717	新開改帳 (8号)		
享保8	1723			日焼田帳 (24号) 不植田取分ヶ帳 (25号)
享保14	1729			日焼田帳 (26号)
延享1	1744	名寄帳 (27号)		
延享4	1747	新開改帳 (9号) * 新開改帳 (10号) 新開改帳 (12号)	開改帳 (11号)	
寛延3	1750	年貢取立帳 (28号)		定米帳 (29号)
宝暦12	1762			流場所改帳 (30号)
安永2	1773	開改帳 (13号)		
寛政6	1794	開改帳 (14号) * 新開田改帳 (15号)		
享和3	1803	開改帳 (16号)		
文化1	1804		新開改帳 (17号)	
文化9	1812	年々開改帳 (18号)		
文政7	1824			新開改帳 (19号)
天保5	1834	開改帳 (20号)		

注) * 表記の開改帳は同一年紀で重複しているもののうち基本台帳と見なせる清書本である。

経済的基盤を突き止める着実な方法であると考えた。ところで、三佛寺が多
くの堂舎をどのような経済基盤のもとに維持してきたかについては、三佛寺
所蔵の古文書・古記録などの史料が公刊されていないために『鳥取県史』や
『三朝町誌』などでも触れられておらず、寺院の維持だけでなく運営につ
いても明らかになっていない。なお、中世の所領についても、南北朝時代の『大
日本史料(第六編之八)』に収録されている壬生家文書を分析した小坂博之
氏の研究があるのみである⁵⁾。しかし、平成二十二年(二〇一〇)から三佛
寺所蔵の史料整理が開始され、所蔵史料の内容が明らかになりつつある。そ
のほとんどは、江戸時代の古文書・古記録であり、若干の別置貴重書を除い

て現在六箱に収められて宝物館に収蔵されている。この六箱は、それぞれ第
一函から第六函の函号が付されており、第一函と第二函には文書記録類、第
三函以下は一通ものの文書が収められている。第三函以下については、現在
なお整理調査中である。この三佛寺文書の第二函には、全部で七九点の冊子
が収められている。そのうち整理番号の一号から三〇号までが江戸時代の三
徳山三佛寺の所領である井土村、俵原村、門前村の「地詰帳」、「開改帳」な
ど所領に関する帳簿類である〔表1〕⁶⁾。地詰帳は三佛寺所領の各村に一冊
あり、検地帳と同等の役割を果たしている。開改帳は新たな開墾地を記した
帳面であり、門前村一四冊、俵原村二冊、井土村一冊の合わせて一七冊があ

る。これらは、検地帳が遺っていない三佛寺所領を検討するうえで基本となる史料である。その帳簿を村別にまとめた目録が「表2」である。門前村の開改帳には、同一年紀で複数冊ある年がある。元禄十四年(一七〇二)〈四号・五号〉、正徳五年(一七二五)〈六号・七号〉、延享四年(一七四七)〈九号・一〇号・一二号〉、寛政六年(一七九四)〈一四号・一五号〉であるが詳細については後述する(*は基本台帳とみなせる清書本である)。この門前村の開改帳の多さに対して、俵原村では地誌帳一冊〈三号〉、開改帳二冊〈一七号・一七号〉のみであり、井土村では地誌帳一冊、開改帳一冊〈九号〉の各一冊のほかに「永荒御改帳」〈二二号〉、「不植田御改帳」〈二三号〉、「流場所御改帳」〈三〇号〉などと記された何らかの理由により耕作されなかった土地の台帳が六冊〈二二号・二六号・三〇号〉遺っている。これらの帳面は、三ヶ村のうち井土村のみで遺っているものである。

そこで、本稿では井土村の土地関係帳簿類の分析をおこなった後、それをふまえて三佛寺所領の村である俵原村の地誌帳および開改帳の内容確認とともに、かつて考察した門前村の状況確認と併せて三徳山三佛寺所領の各村の実態を明らかにしていきたい。

なお、記載内容が三号とほぼ同じである二二号の御図帳写、門前村分しか遺っていない二七号の名寄帳、二八号の年貢取立帳は「表1」に収録したが、記載内容から今回の分析対象にはしていない。

一 地誌・古文書類から見る三徳山三佛寺所領

中世以降の地誌や古文書類にみえる三佛寺所領の規模を確認していく。寛保二年(一七四二)に鳥取藩士の松岡布政⁷⁾が著した地誌である『伯耆民談記』⁸⁾には、次のような三佛寺所領に関する記載がみられる。

一、美徳山 河村郡山領百因州唯識院支配山の傳に曰人皇八代孝靈天皇の御宇よりの山号なり、四十二代文武天皇の御宇、慶雲三丙午歳、役優婆塞白雲峻嶺を攀登り、あらたに神窟を開き、子守勝手蔵王三所を安置す、五十四代仁明天皇嘉祥二年、釋慈覺大師に神勅ありて、刹柱を建て、釋迦彌陀大日の三佛を安置す、淨土院美徳山三佛寺と号すと也、上古は三千坊ありしといへり、中古源頼朝公當山を造營せられ、此時よりして社閣三十八宇、坊舎百余宇、山領一萬餘町の田畑三千石に定め給ふ、其後は山領次第に減し、坊

舎とても其如く、山の衰ふる事年久しとかや、然るに羽衣石南條伯耆守元統是を再興して、社閣十一宇となし、坊院十一舎を置き、山領五百石と成る、慶長年中又修理あつて、山領國印一百石と成つて、坊舎又減し、三院となる、夫より後は國守の造營なり、(後略)

まず、傍線部分aでは中世には源頼朝が造営をおこない山領は一万町余、田畑三千石であったと記されているが、現在これを裏付ける史料は遺っていない。

次いで、二重線部分bでは羽衣石城主の南條伯耆守元統が再興して、山領は五百石とみえる⁹⁾。関係文書として天正五年(一五七七)八月付の南條元統安堵状がある¹⁰⁾。その石高は不詳ではあるが片柴より奥の除地分を三佛寺に寄進しており、南條氏による三佛寺に対する支援を物語る。

以寺領之内、片柴より奥除地分、両谷共為御供領、相渡候、永代収納可有之、弥以残寺々無破滅様、才覚之者也、

天正五年

南條元統

丑八月日

書判

三徳山中

そして、波線部分cでは慶長年間(一五九六〜一六一五)に三佛寺の修理が実施され、堂舎の整備がおこなわれており、その時の所領は一〇〇石とみえる。この頃の所領に関連する史料として慶長四年(一五九九)一〇月二日付の友田吉政寄進状¹¹⁾がある。

以上

以坂本之内、高百石之分相渡候、可有寺納候、弥御寺相統候様、御才覚尤候、恐々謹言、

慶長四年 友田勝右衛門尉

十月十二日

吉政(花押)

三徳山惣中「」

本文中の傍線部分から、慶長四年に当時の鳥取藩主宮部氏の家臣友田吉政により、三佛寺に対して一〇〇石を寄進していることがわかる。当時、南条氏の没落により所領を失った三佛寺に対して宮部氏の寄進がおこなわれたのである⁽¹²⁾。そのとき、三佛寺所領は天正五年の五〇〇石から一〇〇石へと減少している。また、領地として「坂本」の地名を確認できる。『伯耆民談記』にみえる所領の石高がどれほどの実態を示しているかは疑問であるものの江戸時代初めには、ほぼ一〇〇石となったことがわかる。

ところで、江戸時代に入り次に示す寛永一〇年（一六三三）十一月二八日付けの鳥取藩主池田光仲家臣荒尾内匠助他三名連署寄進状⁽¹³⁾には、その所領に関する詳細が記されている。

伯耆国河村郡井土村内高七拾七石三斗五升七合、同郡俵原村内高貳拾貳石六斗四升三合、都合百石為^二寺領^一御寄進之候、永代可有^二收納^一者也、仍如^レ件、

寛永拾年

十一月廿八日

乾兵部大輔（花押）

和田飛騨守

荒尾志摩（花押）

荒尾内匠助（花押）

本文の内容から、井土村の石高七拾七石三斗五升七合、俵原村の石高二拾七石六斗四升三合、合わせて一〇〇石が池田光仲により三佛寺へ寄進されたことがわかる。しかし、寄進状の本文中には門前村はみえないが、当時の門前村地域はすでに三佛寺の寺辺所領であった可能性が高いと考えられる。つまり、三佛寺に隣接する門前村は藩としては寄進の対象としていなかったのであらう。そして、三佛寺文書第二函に納められている各村の基本台帳である地話帳にみると寛永一〇年七月の段階で井土村が七一石七斗六升、延宝五年（二六七七）の段階で俵原村が一三石八斗七升四合、門前村が一三石八斗八升二合であり、その総計は九八石五斗一升六合となっている⁽¹⁴⁾。このうち、井土村は寛永一〇年の石高が寄進状と地話帳では数値が異なっている。また、俵原村は寛永一〇年の寄進状の頃に比べて延宝五年の地話帳では、その石高が減少している。これは、寛永一〇年の段階では寄進の対象とされな

かった門前村が、延宝五年には正式に三佛寺所領として把握された結果といえよう。

また、三佛寺所領の村々に関してとりまとめた史料として、一八世紀中期頃に鳥取藩士佐藤建長⁽¹⁵⁾によって著された地誌『因府録』⁽¹⁶⁾がある。

美徳山領の事

美徳山領村々

高拾貳石六斗四升三合

物成三石七斗九升三合

高拾六石壹斗七升六合

物成六石八合

高七拾石四斗九升六合

物成三拾八石七斗壹升

高合九拾九石三斗壹升五合

物成四拾八石五斗壹升五合

○右美徳山三仏寺領三ヶ村ハ、年貢取立山林等何も寺作廻也。

人別帳血判等の儀ハ在方作廻にて、其外非常の御政務都て在方作廻也。

是ハ御国替以後、御上の御寄附也。

そこには三徳山三佛寺所領の村は井土村、俵原村、門前村の三ヶ村であることが明記されている。各村の石高の総計は九九石三斗一升五合であり、ほぼ一〇〇石である。さらに、江戸時代末期の天保五年（一八三四）の「寺社領帳」⁽¹⁷⁾には次のように記されており、当時の三佛寺所領が一〇〇石であるとみえる。

伯耆国寺社領

河村郡

御家老中折紙

一、高百石

美徳山

三仏寺領

したがって、これらの史料から三徳山三佛寺所領は、江戸時代をとおしてほぼ一〇〇石が維持されており、その所領の村々は井土村、俵原村、門前村の三ヶ村であることが明らかである。

なお、江戸時代に所領が一〇〇石であった三佛寺は『伯耆民談記』の記載によると伯耆石では三〇〇〇石の大山寺を別格として、それに次ぐ地位であり、その他の寺院は五〇石にも満たない所領であった¹⁸⁾。

二 所領の変化〔図5参照〕

これまでみてきたように、江戸時代をとおして三佛寺所領は約一〇〇石であり、所領の広さの順にその所在は井土村、俵原村、門前村の三ヶ村であった。では、これらの所領は三ヶ村で実態としてどのように維持されたのだろうか。そこで、江戸時代における三佛寺所領の変化について、まず各村の土地帳簿類の分析や確認をおこなった後、郷帳を基本にして地話帳、開改帳などの帳簿類で確認していくこととする。三佛寺所領の変化を表にすると井土村〔表4〕、俵原村〔表5〕、門前村〔表6〕に示したとおりとなる。この表は①地話帳、②郷帳などの帳簿類、③開改帳の順序で石高と田積を記している。また、井土村に関しては④その他として「永荒御改帳」、「不植田御改帳」などの田地の減少を示す帳簿類を加えている。その土地台帳類のうち②の郷帳類は江戸幕府の勘定所が国絵図とともに編集した国ごとの郷村高帳であり、元禄一四年（一七〇一）の元禄一四年郷帳、天保五年の天保五年郷帳¹⁹⁾を用いた。さらに、郷帳以外で江戸時代の村別の石高がわかる資料として宝暦年間（一七五一～一七六四）の宝暦年間書上帳²⁰⁾、一八世紀中期（一七五一～一八〇〇）に成立の因府録²¹⁾、明治一〇年（一八七七）の旧高旧領取調帳²²⁾を採った。

（1）井土村〔表3・4参照〕

三佛寺所領のうち井土村は、現在の三朝町西尾地域である。旧波伯山地区の南、三朝町のほぼ中央に位置している。村の北東を小鹿川が北西に流れている。井土村には地話帳へ一号、開改帳へ一九号の他に「河村郡井土村永荒御改帳」、「井土村不植田御改帳」、「河村郡井土流場所御改帳」などと記された土地台帳が六冊あることは前に指摘した〔表3〕。井土村の実態を知

るため、六冊の帳面がどのような性格の土地台帳であるのか記載内容を確認しておくこととする。

その六冊の土地台帳は、その記載内容から三つに分類することができる。(A)永荒改帳へ二二号、(B)不植田改帳へ二三号、二六号、(C)流場所改帳へ三〇号である。(A)永荒改帳は長期間、荒地であった土地を記した土地台帳、(B)不植田改帳は日照りやその他何らかの理由により田植えをおこなわなかった田地の状況を記した土地台帳、(C)流場所改帳は洪水などの水害により耕作が不可能地となった土地を記した土地台帳であると考えられる。そのうち主立ったものを例として挙げて説明していききたい。

なお、史料引用において下段に漢数字で何番と記し、記述においても使用している数字は筆者が一号から三〇号までのすべての冊子（但し二二号、二七号、二八号は除く）²³⁾に記されている田地一筆ごとに対して記載順序にしたがって付した通し番号である。

（A）永荒改帳

元禄一三年（一七〇〇）の河村郡井土村永荒御改帳（二二号）は表紙に「元禄十三年／河村郡井土村永荒御改帳／辰ノ七月日」とあり、本文の記載内容は次に示すとおりである。

（一丁目表）

よしを坂、古永荒之内延宝五年起

一、下田 高三斗式升七合 式畝十歩

又左衛門 三三二番

同所、古永荒之内延宝五年起

一、下田 高五斗壹升三合 三畝廿歩

喜兵衛 三三三番

ふか田、古永荒之内延宝五年起

一、下田 高六斗七合 四畝十歩

七左衛門 三三三番

（二丁目裏）

〔表3〕 井土村 土地台帳表

文書番号	作成年代	西暦	月	日	史料名	石高	田積	土地数	字名数	名譜人数
1	寛永10年	1633	7		佐州河村郡井土村田島地帳	71石7斗6升	6町2反6畝12歩半	312	19	15
22*	元禄13	1700	7	21	河村郡井土村永荒御改帳	1石2斗6升4合	1反15歩半	15	10	10
23*	元禄16	1703	7	1	井土村不植田御改帳	1石2斗1升	9畝15歩	4	1	1
24*	享保8	1723	5	29	井土村日焼不植田帳	1石3斗9合	1反18歩半	5	1	2
25*			11	15	井土村不植田取分ヶ帳	2石9斗2合	2反1畝28歩半	4	-	1
26*	享保14	1729	9		井土村日焼田帳	6石2斗3升7合	5反5畝28歩半	5	-	3
30*	宝暦12	1762	8		河村郡井土村流場所御改帳	6石6斗2合	6反3畝10歩半	31	8	21
19	文政7	1824	10		河村郡井土村新開改帳	2石3斗3升	2反3畝1歩	8	24	4
増加合計						2石3斗3升	2反3畝1歩			
減少合計						18石2斗1升5合	1町7反1畝26歩半			

注) 井土村の減少合計は*表記の開改帳の数値を足したものである。

〔表4〕 井土村 所領変化表

文書番号	作成年代	西暦	史料名						備考欄	
			地誌帳		郷帳/書上帳/因府録/取調帳		開改帳/新開改帳			その他
			石高	田積	石高	田積	石高	田積	石高	田積
1	寛永10年	1633	71石7斗6升	6町2反6畝12歩半						
22	元禄13	1700						1石2斗6升4合	1反15歩半	永荒改帳
-	元禄14	1701			65石7斗8升7合	-				元禄14年郷帳
23	元禄16	1703						1石2斗1升	9畝15歩	不植田改帳
24	享保8	1723						1石3斗9合	1反18歩半	不植田改帳
25								2石9斗2合	2反1畝28歩半	不植田改帳
26	享保14	1729						6石2斗3升7合	5反5畝28歩半	不植田改帳
-	宝暦年間	1751~1764			70石4斗9升6合	-				宝暦年間書上帳
-	18世紀中期	1751~1800			70石4斗9升6合	-				因府録
30	宝暦12	1762						6石6斗2合	6反3畝10歩半	流場所改帳
19*	文政7	1824					2石3斗3升	2反3畝1歩		開改帳
-	天保5	1834			70石3斗5升9合	-				天保5年郷帳
-	明治10	1877			72石3斗5升9合	-				旧高旧領取調帳
増加合計							2石3斗3升	2反3畝1歩		
減少合計								18石2斗1升5合	1町7反1畝26歩半	

注) 井土村の増加合計は*表記の開改帳の数値である。

〔表5〕 俵原村 所領変化表

文書番号	作成年代	西暦	史料名						備考欄
			地誌帳		郷帳/書上帳/因府録/取調帳		開改帳/新開改帳		
			石高	田積	石高	田積	石高	田積	
3	延宝5	1677	13石8斗7升4合	1町6反7畝10歩					
-	元禄14	1701			11石4斗3升4合	-			
11*	延享4	1747					1石3斗1升2合	2反1畝26歩	
-	宝暦年間	1751~1764			12石6斗4升3合	-			
-	18世紀中期	1751~1800			12石6斗4升3合	-			
17*	文化元	1804					16石1斗3升3合	2町6反8畝26歩半	
-	天保5	1834			12石6斗4升3合	-			
-	明治10	1877			32石1斗3升7合	-			
増加合計							17石4斗4升5合	2町9反22歩半	

注) 俵原村の増加合計は*表記の開改帳の数値を足したものである。

〔表6〕 門前村 所領変化表

文書番号	作成年代	西暦	史料名						備考欄
			地誌帳		郷帳/書上帳/因府録/取調帳		開改帳/新開改帳		
			石高	田積	石高	田積	石高	田積	
2	延宝5	1677	12石8斗8升2合	1町1反4畝19歩半					
-					1斗5升7合	-			
4*	元禄14	1701					4石8斗	4反3畝19歩	
5							4石8斗	4反3畝19歩	
6*	正徳5	1715					17石1斗9升5合	2町1反4畝28歩	
7						17石1斗9升5合	2町1反4畝28歩	(文化二年写)	
8	享保2	1717					2斗9升3合	3畝20歩	
9*	延享4	1747					3石2斗2升3合	4反8歩半	
10						2石1斗7升3合	2反7畝6歩半	開改帳	
12							3石5斗7升6合	4反4畝17歩半	(文化二年写)
-	宝暦年間	1751~1764			16石3斗7升6合	-			
-	18世紀中期	1751~1800			16石1斗7升6合	-			
13*	安永2	1773					2石1斗5升2合	2反6畝27歩	
14*	寛政6	1794					1石3斗8升1合	1反7畝8歩	
15						1石3斗8升1合	1反7畝8歩	(文化二年写)	
16*	享和3	1803					1石7升7合	1反1畝29歩	
18*	文化9	1812					4石4斗8升7合	4反9畝25歩半	
-	天保5	1834			15石2升1合	-			
20*						9升	1畝	開改帳	
-	明治10	1877			49石2合	-			
増加合計							34石4斗5合	4町5畝25歩	

注) 門前村の増加合計は*表記の開改帳の数値を足したものである。

山入あらたき共二なわ延宝五年起

一、下田 三畝廿歩 古永荒之内 吉兵衛 三三四番

あらたき古永荒之内延宝五年起

一、下田 高四斗六升七合 三畝十歩 惣右衛門 三三五番

おか田古永荒之内延宝五年起

一、下田 高老斗八升七合 七畝十歩 七左衛門 三三六番

(二丁目表)

といかけ古永荒之内延宝五年起

一、下田 高式斗壹升 壹畝拾五歩 惣左衛門 三三七番

同所古永荒之内延宝五年起

一、下田 高式斗一升九合 壹畝拾七歩 同人 三三八番

同所古永荒之内延宝五年起

一、下田 高三斗三合 貳畝五歩 惣右衛門 三三九番

(二丁目裏)

じやす系、古永荒之内延宝五年起

一、下田 高六斗七合 四畝十歩 惣右衛門 三三〇番

がらん、古永荒之内延宝五年起

一、下田 十歩 三郎右衛門 三三一番

高四升七合

^a 高合四石 右ハ古永荒之内延宝五年

巳御改起シ、改人吉右衛門・三郎右衛門・善右衛門

(三丁目表) せんし 一、下々田 高三升 七歩半 永荒 二郎三 三三三番

大いと口

一、下々田 高八斗七升四合 七畝八歩半 永荒 同人 三三三番

同所

一、下々田 高老斗九升式合 壹畝十八歩 永荒 太郎三 三三四番

同所

一、下々田 高老斗六升八合 壹畝拾式歩 永荒 同人 三三五番

高合五石式斗六升四合

^b 永荒 内四石延宝五年巳ノ年起

久原村吉右衛門片柴村三郎右衛門布川村

善右衛門御改起、但起帳御座候、同老石式斗六升四合荒取御座候

(四丁目表)

右永荒御改之儀候者、ノ念入被^レ仰渡、重々念入ノ相改帳面指上申返^ルノ少茂相違なく御座候、ノ若相違御座候者、ノ私共曲事^ニ可^レ被^レ仰付候、

為し其判形

(四丁目裏)

仕候、以上

いと村庄や 六郎兵衛(黒印)

元禄十三年

辰七月廿一日 同年寄 六兵衛(黒印)

山田村 忠左衛門殿

二二号の永荒御改帳に記載の土地数は一五筆(三三二番～三三五番)である。内容の記載順序は三三二番から三三三番までの一筆は、一筆ごとに土地が①所在地を示す字名、②土地の等級、③田積、④名請人名、⑤石高の順である。これらの土地は「古永荒之内延宝五年起」と記されており、土地の等級はすべて下田である。三三三番から三三五番までの四筆は、一筆ごとの土地に対して①所在地を示す字名、②土地の等級、③田積、④永荒、⑤名請人名、⑥石高の順で記されており、土地の等級はすべて下々田である。「永荒」という注記があるこれらの記載内容から、二二号の永荒御改帳には「古永荒之内延宝五年起」、「永荒」という二種類の田地を確認できる。では、この二種類の田地は、どのような土地を示すのであろうか。

まず、傍線部分aから次の二点のことがわかる。(1)「古永荒之内延宝五年起」と記された石高は四石である。(2)三三二番から三三三番までの一筆は、延宝五年に古永荒地が復旧されて耕作地となり、その時の改人として吉右衛門・三郎右衛門・善右衛門の名前をあげる。つまり、この古永荒地は長年荒地であったが、延宝五年の段階では耕作地として復旧したものと考えられる。

次いで、二重線部分bは「高合五石式斗六升四合 永荒」とあり、その内訳は「古永荒之内延宝五年改起」の一筆(三三二番～三三一番)と「永荒」の四筆(三三二番～三三五番)である。そのうち四石は延宝五年に古永荒地を再び開墾(改起)された土地であり、ここでは改人とされる久原村吉右衛門・片柴村三郎右衛門・布川村善右衛門の三名が実質的に開墾に関わっている。この時「御改起、但起帳御座候」とあるように「改」起帳が作成されたものとみられる。そして、一石一斗六升四合は元禄一三年段階での荒

地の石高であり、「永荒」と記されている四筆の田地である。その田積は一反一五歩半、石高は一石二斗六升四合である。したがって、二二号の永荒御改帳に記されている二種類の田地は、どちらも元々は古永荒地であったが、延宝五年に古永荒地から耕作地へと復旧した土地(一五筆・石高四石)、元禄十三年段階で荒地のままに残っている土地(四筆・石高一石二斗六升四合)の存在を示しており、元禄一三年段階での永荒地の状況を把握するために、土地状況を書きあげた土地台帳であるといえる。

なお、差出部分には井土村庄屋・年寄各一名の署名があり、宛名部分に「山田村 忠右衛門殿」と記されており、帳面を作成するにあたり他村の間が関わっていたことがわかる。これは、三佛寺近隣の村の者を証人として作成した帳面であると考えられる。

(B) 不植田改帳

享保八年(一七二三)の井土村不植田帳(二四号)は、「享保八年/井土村日焼不植田帳/卯五月日」とあり、本文の記載内容は次に示すとおりである。

(二丁目表)

とりこへ、此分植付仕候

一、中田 高七斗五升五合 四畝廿七歩半 源七 三四〇番 (通し番号)

同所、此分内つ、ミ有植付少有

一、中田 高式石四斗五升三合 壹反五畝拾歩 左次兵衛 三四一番

同所、不植

一、下々田 高七斗六升六合 八畝廿六歩半 同人 三四二番

同所、内少うへ付仕候

(二丁目裏)

同所、内少うへ付仕候

同所、内少うへ付仕候

同所、内少うへ付仕候

同所、内少うへ付仕候

同所、内少うへ付仕候

一、下田 壹反 同人 三四三番
 高壺石四斗

同所、不植
 一、下田 高式斗四升三合 〔^{同人}〕 三四四番

畝合四反式拾歩
 高合五石九斗壺升七合

(二丁目表)

井土村庄屋
 卯ノ五月廿九日 源四郎

三徳山 三院様

二四号の日焼不植田御改帳に記載の土地数は五筆(三四〇番〜三四四番)である。内容の記載順番は一筆ごとの土地に対して①所在地を示す字名、②土地の等級、③田積、④名請人名、⑤石高の順で記されている。二四号に記載されている字名は、すべて「とりごへ」であり、そのうち三四〇番の一筆には「とりごへ、此分植付仕候」とあり、「とりごへ」で一部植え付けをおこなったことがわかる。では、その他の土地はどうであろうか。三四一番は「同所、此分内つ、ミ有植付少有」とみえ、この土地には堤があり植え付けを少々おこなっている。三四三番は「同所、内少うへ付仕候」とあり、少しだけ植え付けをおこなっている。つまり、三四一番と三四三番の二筆の土地は、どちらも植え付けをおこなっているが、その植え付けの石高が明記されていないため実態は不明である。そして、三四二番と三四四番の二筆には「同所不植」と記されており、植え付けを実施しなかった土地であるとわかる。このように、二四号の日焼不植田御改帳は源七分と佐次兵衛分の「とりごへ」という字名の田地の植え付け状況を記した土地台帳であるといえる。そのうち不植田分の田積は一反一八歩半、石高は一石三斗九合である。なお、

二四号の末尾部分の差出部分には井土村庄屋の署名があり、宛名部分には「三徳山三院様」とあることから三徳山へ提出した帳面であろう。

ところで、この二四号と同年に作成された帳面が、次に示す享保八年の井土村不植田取紛ケ帳(二五号)である。この帳面は表紙に「享保八年ノ井土村不植田取紛ケ帳ノ卯ノ十一月日」とみられる。ここでは二丁目表裏、二丁目表を取りあげた。

(二丁目表)
 一、中田 壹反六畝 佐次兵衛分 三四五番

内三畝 高四斗八升 つゝ、ミ下二引

同七畝拾歩 不植田
 高壺石壺斗七升三合

同五畝 植付仕候
 高八斗

(二丁目裏)
 一、下々田 八畝廿六歩半 不植田 三四六番

一、下田 高式斗四升三合 不植田 三四七番

一、下田 壹反 不植田 三四八番

内三畝 高四斗式升 不植田

(二丁目表)

同七畝 高九斗八升 植付仕候

本文に記載されている土地は、三四五番、三四六番、三四七番、三四八番の四筆であり、記載内容は二四号の三四一番、三四二番、三四四番、三四三番とそれぞれ対応している。これらは、すべて佐次兵衛分の「不植田」の田地であり、その田積はあわせて二反一畝二八歩半、石高は二石九升二合である。また、二四号で不明であった植え付けの石高は、この二五号に明記されており、その詳細が判明した。したがって、二五号の帳面に記されている田地は佐次兵衛分の不植田であり、享保八年段階での佐次兵衛分の土地の植え付け状況の確認をおこない、さらに今後、田地として復旧の見込みを把握するために作成された土地台帳であると考えられる。なお、本文末尾に「庄屋源四郎／美徳山ノ三院様」とあり、差出人名および宛名は二四号の日焼不植田帳に記載の内容と同一であることから、寺側へ充てて作成した帳面であろう。

(C) 流場所改帳

宝暦一二年(一八二四)河村郡井土村流場所御改帳(三〇号)は、表紙に「宝暦拾貳年／河村郡井土村流場所御改帳／午ノ八月日」とあり、その本文の記載内容は次のとおりである。ここでは、一丁目表と文末をとりあげた。

(一丁目表)

大まん田		(通し番号)
一、下田	三畝拾九歩	紋右衛門 三五四番
内 拾五歩		生地
同 貳畝		当無荒
高式斗八升		永荒
同 壹畝四歩		
高尨斗五升九合		
高合四斗三升九合		
大まん田		
一、下田	貳拾四歩	与二右衛門 三五五番
高尨斗一升貳合		当無荒

(文末)

五人組頭 吉郎右衛門
 年寄 茂左衛門
 庄屋 源重郎
 午ノ八月日
 美徳山 三佛寺様

三〇号の流場所御改帳に記載の土地数は三二筆(三五四番～三八四番)である。内容の記載順番は①所在地を示す字名、②土地の等級、③田積、④名請人名、⑤石高の順で記されている。一丁目表の三五四番は、紋右衛門分の田地に記載されており土地の等級、田積、生地、当無荒(田積・石高)、永荒(田積・石高)、石高が記載されている。これは、洪水などの水害により被害を受けた田地の状態を「生地」、「当無荒」、「永荒」に分類して、「生地」は人が手が加えられていない土地、「無荒地」は現状では荒地ではなく田地として機能している土地、「永荒」は長らくの間、荒地であった土地を示している。この記載形式は三〇号では田地について、すべて共通であり洪水などの水害による損失および田地として機能する土地の把握をするために土地を詳細に分類して記録したものである。そのうち「永荒」と記載の田積は六反三畝一〇歩半、石高は六石六斗二合である。文末の差出部分には五人組頭一名、年寄一名、庄屋一名の署名があり、美徳山三佛寺へ充てて作成した帳面である。

このように、井土村の六冊の土地台帳は記載内容から「永荒」、「不植田」、「流場所」といった自然災害による田地の現状を書き上げること、今後田地として復活させるために土地を把握する土地台帳であると考えられる。また、これら六冊のうち二四号、二五号、三〇号には宛名部分に「美徳山三佛寺」と記してあることから、寺側へ充てて作成された帳面であるといえる。そして「表3」に示したとおり、帳面に記載されている減少分の土地については、総計は田積が一町七反一畝二六歩半、石高が一八石二斗一升五合となる。これは、三佛寺所領分のうち井土村の負担していた約七〇石が少しずつ減少していることが判る。

では、その他の土地帳簿類はどうであったろうか。井土村の地話帳と開改

帳は、その記載形式や内容が門前村の帳面と同様であり、地誌帳は井土村の基礎となる土地台帳、開改帳は開墾により拡大した土地台帳である。各々の石高および田積は〔表4〕のとおりである。寛永一〇年の地誌帳へ一号では、井土村は田積が六町六反九畝二五歩半、石高が七二石七斗六升であり、その頃の三佛寺所領一〇〇石のうち七一石を井土村が負担していたといえる。また、井土村の唯一の開改帳である文政七年（一八二四）の開改帳へ一九号にみえる開墾の田地は、総田積が二反三畝一步、石高が二石三斗三合であり、その田積や石高の少ないことから井土村では開墾があまり実施されなかつたものと考えられる。

ところで、〔表4〕では井土村は寛永一〇年の地誌帳へ一号の石高が七一石七斗六升であり、三佛寺所領の村々のうち最も多い石高を示している。また、寛永一〇年の地誌帳から天保五年の郷帳の七〇石三斗三升六合に至るまで若干減少しつつも、約七〇石を維持しているといえる。但し、元禄一四年の元禄郷帳では石高が六五石七斗八升七合と減少している。これは、井土村だけでなく後述する俵原村や門前村でも同様であり、因幡国および伯耆国のほぼすべての村々でも減少している。この年には因伯の両国で大洪水が発生しており、その影響を受けて全体の石高が減少したものと考えられる。さらに、井土村には前述のごとく所領の他村にはみられない「河村郡井土村永荒御改帳」、「井土村不植田御改帳」、「河村郡井土流場所御改帳」と記された「永荒」、「不植田」、「流場所」といった自然災害によって石高の減少を示す改帳が六冊あり、その減少分の総石高は一八石二斗一升五合である。しかし、この減少分の石高は宝暦年間書上帳、因府録、天保五年の郷帳に数値としてあらわれていないことがわかる。つまり、実際には石高が減少しているにも関わらず、その値が郷帳類の帳簿に反映されていないのである。この減少に対して開墾を示す開改帳は井土村では一冊だけであり、その石高は二石三斗三合と微々たる量である。

(2) 俵原村〔表5参照〕

俵原村は現在の三朝町俵原地域である。門前村の東側に位置しており、村を東西に倉吉往来（鹿野街道）が通っている。その街道に沿って流れる三徳川の最上流域であり、因幡国に接する伯耆東端の村である。この俵原村には延宝五年の地誌帳へ三号、延享四年の開改帳へ一号、文化元年

（一八〇四）の新開改帳へ一七号の三冊があり、地誌帳と開改帳は、その記載形式や内容が門前村の帳面と同様であることから、地誌帳は俵原村の基礎となる土地台帳、開改帳は開墾により拡大した土地台帳である。延宝五年の地誌帳では田積が一町六反七畝一〇歩、石高が一三石八斗七升四合である。二冊の開改帳は延享四年段階では田積が二反一畝二六歩、石高が一石三斗一升二合、文化元年段階では田積が二町六反八畝二六歩半、石高が一六石一斗三升三合、その総田積が二町九反二二歩半、石高が一七石四斗四升五合となり、田積と石高の増加が判明した。

ところで、〔表5〕に示したとおり、俵原村は延宝五年の地誌帳へ三号では石高が一三石八斗七升四合であり、多少の増減があるものの延宝五年から天保五年まで約一二石を維持している。そのうち元禄一四年の元禄郷帳には石高が一石四斗三升四合とあり、洪水による僅かな減少がみられる。これに対して、俵原村の開改帳である延享四年（一七四七）の一号、文化元年（一八〇四）の一七号に記載されている増加石高は合わせると一七石四斗四升五合となる。また、明治一〇年の旧高旧領取調帳をみると石高が三二石一斗三升七合と延宝五年の地誌帳の石高から約二・五倍も増加している。これは開改帳にみられる開墾の成果があらわれた可能性が高いと考えられる。

(3) 門前村〔表6参照〕

門前村は現在の三朝町三徳地域である。村の中央を東から西へと三徳川が流れており、それに沿って倉吉往来が通っている。既に門前村の土地帳簿類については、延宝五年の地誌帳が一冊、開改帳が一四冊あり、そのうち同一年紀の開改帳が複数冊あると述べた。同一年紀の開改帳は、元禄一四年（四号・五号）、正徳五年（六号・七号）、延享四年の（九号・一〇号・一一号）、寛政六年（一四号・一五号）である⁽²⁴⁾。開改帳は他に享保二年（一七二七）へ八号、安永二年（一七七三）へ一三号、享和三年（一八〇三）へ一六号、文化九年（一八一二）へ一八号、天保五年（一八三四）へ二〇号の五冊がある。これらの開改帳は江戸時代における門前村の開墾の実態を記しており、その開墾による田地と石高の数値を表した〔表6〕。重複している開改帳は、*を付けた基本台帳とみなせる清書本の開改帳A型（四号・六号・九号・一四号）の数値を採った。また、享保二年の八号に関しては、記載内容が九号の開改帳と同一であるため、九号の数値を扱った⁽²⁵⁾。開墾が

進んだ結果、最後の開改帳が作成された天保五年（一八三四）段階では門前村は地話帳に比べて田積四町五畝二五歩、石高三四石四升五合増加しており、継続的な小規模開墾の積み重ねによって田地拡大が着実にみられた。

ところで、門前村の開改帳に記されている字名は、どのような場所に位置していたのであろうか。その字名を門前村地籍図で確認をおこなった。地籍図は時期別に地話帳〔図1〕、開改帳の前期〔図2〕、中期〔図3〕、後期〔図4〕の四枚作成し、各時代の開改帳は古い順に●、▲、■の表記とした。さらに、地籍図の情報を〔表7〕にあらわした。これらを基に門前村の開改帳に記されている字名の確認をおこなった。その結果は次に挙げるとおりである。まず、地話帳（2号）に記載されている土地の小字名は、ほぼ三徳川沿いの土地が多くみられた。そのうち、最も多い字名は土地数が一五筆ある「牛王谷」（地籍図57・60）で田積は一八畝四歩であった²⁶。この「牛王谷」は二号の地話帳のみ確認できる土地であり、「合谷古屋敷」、「合谷いえの上」、「合谷いえの下」といった合谷でもさらに細かい所在地を示す字名がみられる。つまり、屋敷が存在するなど元々拓けた土地であり、地話帳の作成時には集落の周辺を田地として利用していたことが判る。また、開改帳にはその字名がみられないことから、当地では新たな開墾がおこなわれなかったことが明らかとなった。現在でもこの地域には集落があり、その周辺には田地が広がっている。それに対して唯一、三徳川沿いではなくその支流の山側に位置する小字に鶯谷（地籍図24番）がある。この鶯谷は地話帳では土地数が四筆、田積が三畝七歩とさほど広い田地を有していない土地である。しかし、開改帳では江戸時代をとおして土地数が三七筆、田積が三反一畝二四歩半と開墾により増加しており、特に前期と後期の増加は著しいものである。これは、地話帳の時期以降に開墾によって田地の拡大が顕著にみられる土地であり、開墾が三徳川支流を山側に遡っておこなわれていったことを示す事例である。前期の開墾は地話帳の頃と比べて中流域が多少増加しているが、清水（地籍図15番）と馬場（地籍図69番）のように、門前村の東端（上流）と西端（下流）で初見の土地がある。清水は三徳川沿いの支流の山側に位置しており、主に前期から中期にかけて増加している。その増加は土地数が七筆、田積が二反八畝一八歩半であり、土地数は少ないものの他所と比べて一筆あたりの田積が広いといえる。清水の開墾も、鶯谷のように三徳川支流の山側に沿って開墾が実施されたものと考えられる。また、馬場は前・後期にかけ

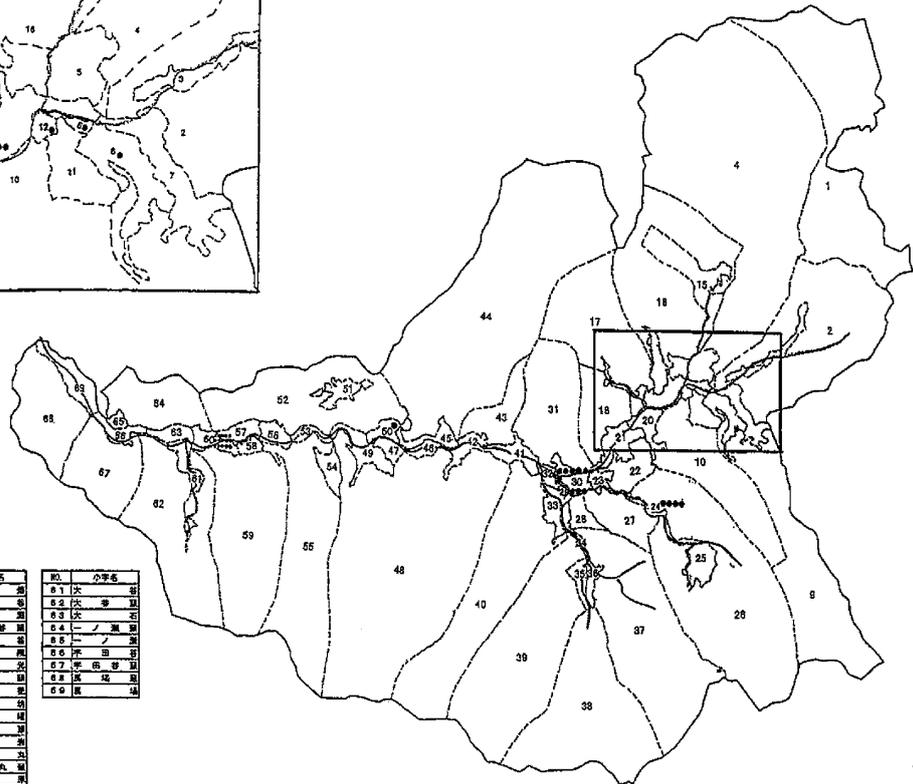
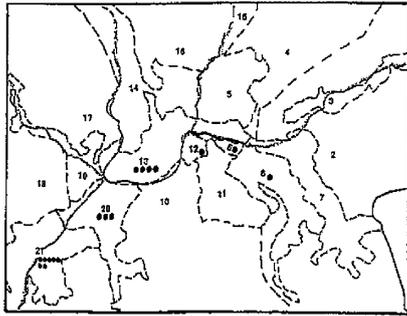
て開墾により増加している。その土地数は一三筆、田積が四反二畝九歩と開墾による増加は、江戸時代の門前村の中で最も多い土地である。これは開墾に適した土地であった可能性が高いと考えられる。この馬場周辺は現在でも三徳川沿いに田地が広がっている。特に前期（正徳五年の六号）の開墾は、田積および石高からみて門前村の中で大規模なものである〔表7〕。この開墾以降、神代（地籍図35番）、中畑（地籍図41番）は中・後期も小規模ではあるが開墾がおこなわれた土地であるといえる。このように、地話帳の土地は三徳川沿いにあったものが、前期の開改帳では清水と馬場のように門前村の東端と西端の水脈と土地のある土地へと広がっている。中期から後期にかけては鶯谷の著しい増加に加えて、神代、成谷（地籍図38番）のように三徳川支流の山側への増加がみられる。これは、山側に向かつての開墾が進められていったと考えられる。このように、門前村の開墾は耕地化できる土地と水脈のある場所を求めて展開していったものと考えられる。

この門前村は寛永一〇年の寄進状にはその村名がみえず、延宝五年の地話帳では石高が一二石八斗八升二合と三佛寺所領のうち最も少ない村である。ところが、元禄一四年の郷帳にみられるように洪水により甚大な被害を受けて一斗五升七合まで激減したものの正徳五年までに被害で減少した分を回復し、その後は天保五年までの間、開改帳の作成にみられるように着実に増加していることがわかる。つまり、門前村の開改帳は減少分の石高を回復するため開墾を直ちに実施していることを物語っている。また、門前村では江戸時代をとおして開墾を実施しているにも関わらず、正徳五年以降の開墾による増加分の石高が宝暦年間書上帳、因府録、天保五年の郷帳には反映されていない。

そして、明治一〇年の旧高田領取調帳では石高が四九石二合となり、延宝五年の地話帳の石高から約四倍も増加しているが、これは門前村における開墾による成果が顕著にあらわれた実態の結果であろう。

三 全体からみた江戸時代の三佛寺所領

江戸時代のはじめ三佛寺所領である井土村、俵原村、門前村の地話帳の総石高は九八石五斗一升六合であり、その所領は約一〇〇石といえる。そのうち、井土村では所領の他村にはみられない「永荒」、「不植田」、「流場所」などの自然災害によって石高の減少を示す六冊の土地台帳の総石高が宝暦年間

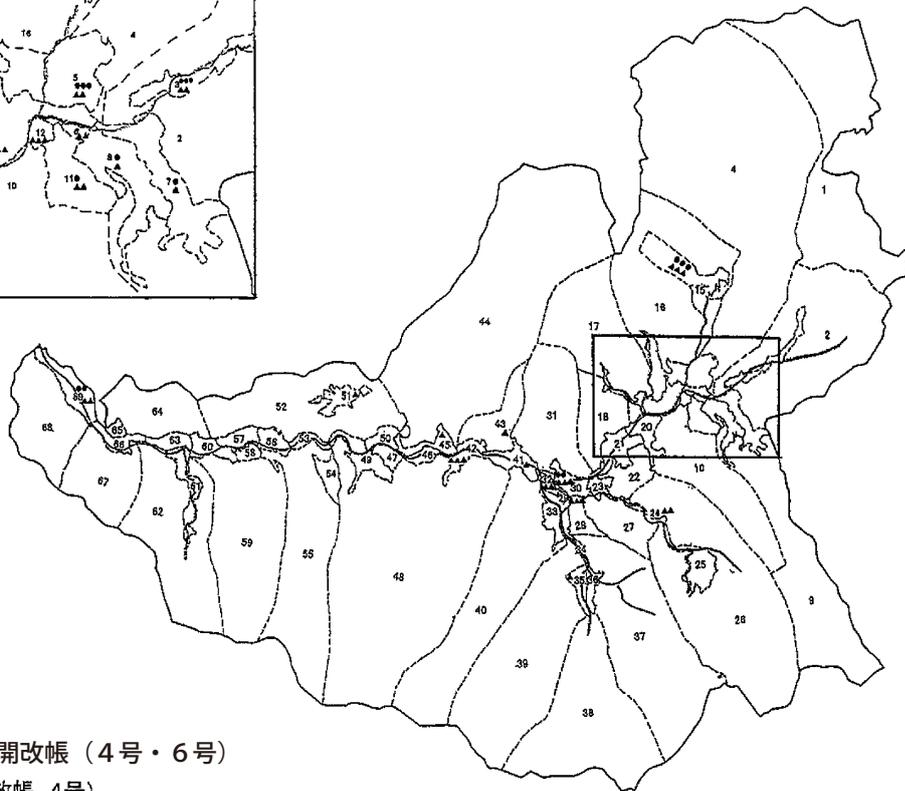
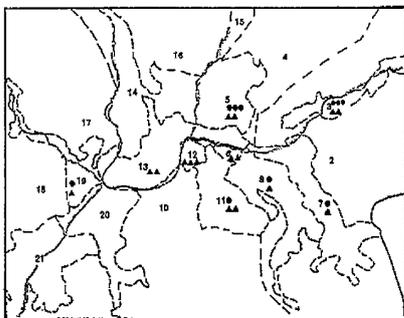


門前村地籍圖

地番	小字名	地番	小字名	地番	小字名	地番	小字名
1	菅	2.1	延	4.1	中	8.1	次
2	菅	2.2	延	4.2	中	8.2	次
3	菅	2.3	延	4.3	中	8.3	次
4	菅	2.4	延	4.4	中	8.4	次
5	菅	2.5	延	4.5	中	8.5	次
6	菅	2.6	延	4.6	中	8.6	次
7	菅	2.7	延	4.7	中	8.7	次
8	菅	2.8	延	4.8	中	8.8	次
9	菅	2.9	延	4.9	中	8.9	次
10	菅	3.0	延	5.0	中	9.0	次
11	菅	3.1	延	5.1	中		
12	菅	3.2	延	5.2	中		
13	菅	3.3	延	5.3	中		
14	菅	3.4	延	5.4	中		
15	菅	3.5	延	5.5	中		
16	菅	3.6	延	5.6	中		
17	菅	3.7	延	5.7	中		
18	菅	3.8	延	5.8	中		
19	菅	3.9	延	5.9	中		
20	菅	4.0	延	6.0	中		

〔図1〕 延宝5年地詰帳

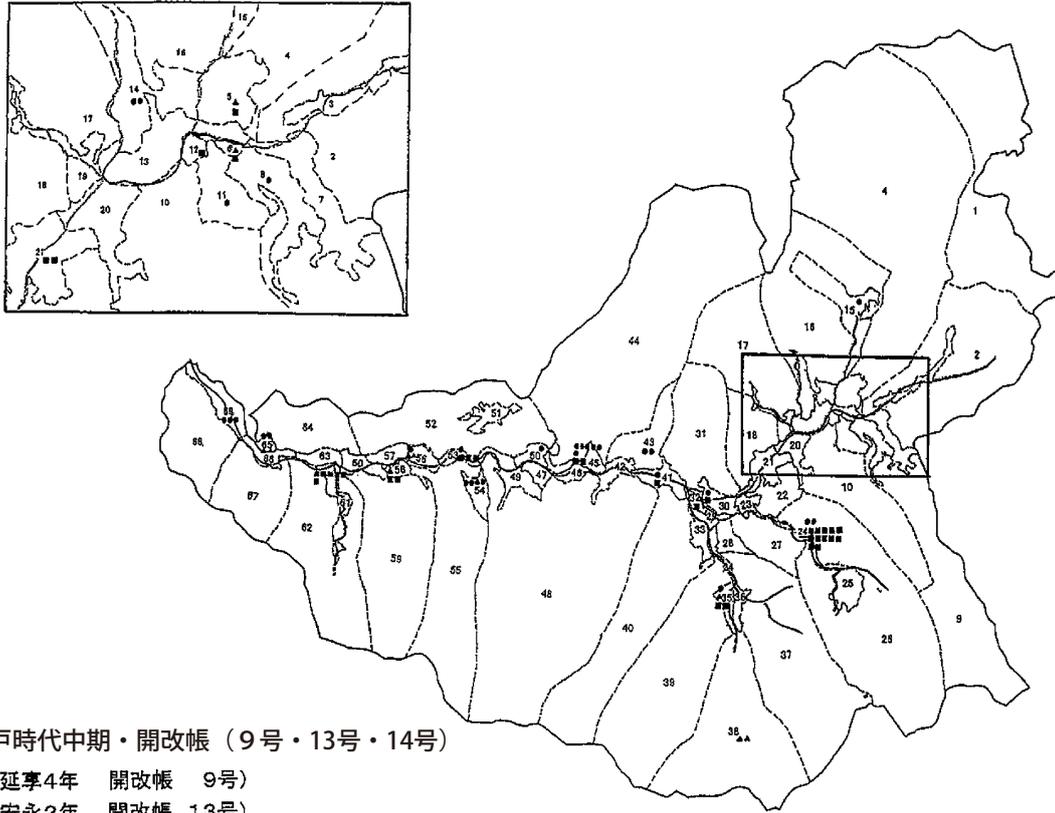
●(延宝5年 地詰帳)



〔図2〕 江戸時代前期・開改帳（4号・6号）

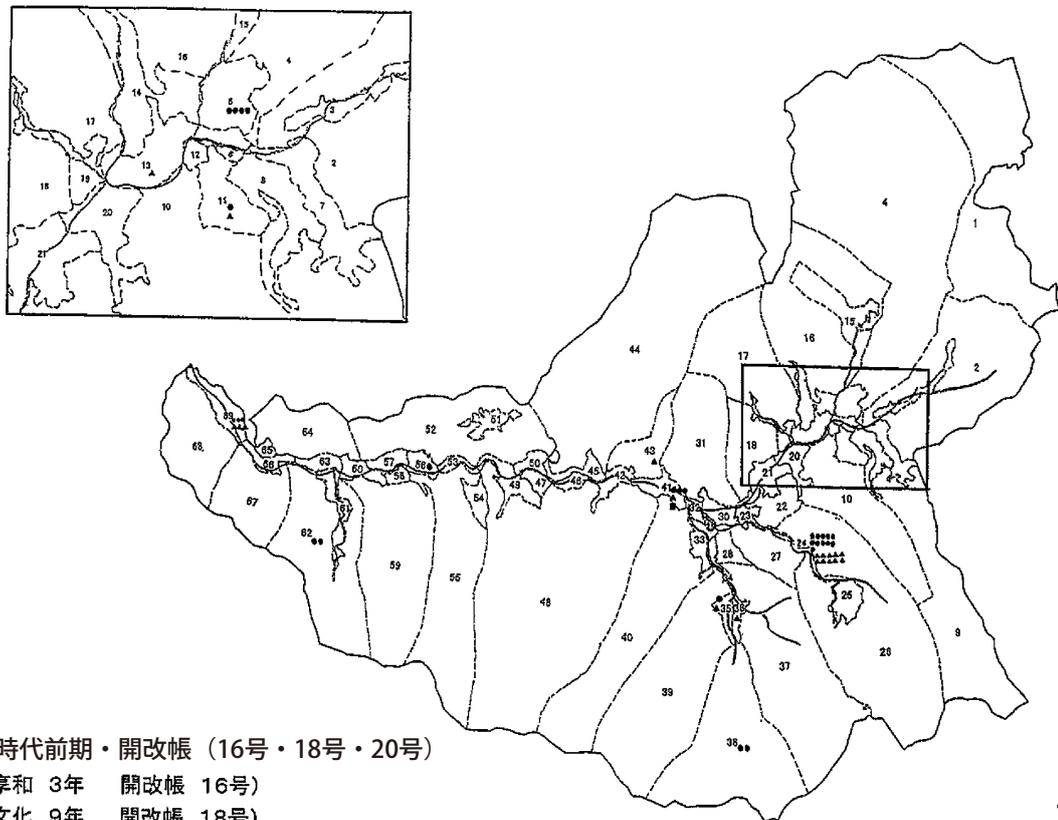
●(元禄14年 開改帳 4号)
▲(正徳5年 開改帳 6号)





〔図3〕 江戸時代中期・開改帳（9号・13号・14号）

- （延享4年 開改帳 9号）
- ▲（安永2年 開改帳 13号）
- （寛政6年 開改帳 14号）



〔図4〕 江戸時代前期・開改帳（16号・18号・20号）

- （享和 3年 開改帳 16号）
- ▲（文化 9年 開改帳 18号）
- （天保20年 開改帳 20号）

〔表7〕 門前村 小字名一覽表

番号	小字名	2号	4号	6号	9号	13号	14号	16号	18号	20号	合計										
		地誌帳	開改帳	開改帳	開改帳	開改帳	開改帳	開改帳	開改帳	開改帳											
		延宝5	元禄14	正徳5	延享4	安永2	寛政6	享和3	文化9	天保5											
		1677	1701	1715	1747	1773	1794	1803	1812	1834											
1	菅原										0										
2	尾谷頭										0										
3	尾谷		2	12歩	2	5畝28歩					4	6畝10歩									
4	蛇谷頭										0										
5	蛇谷		3	1畝18歩	2	4畝25歩	1	6歩	1	4歩	4	1畝8歩半									
6	木地屋敷	1	1畝18歩		2	6畝15歩	1	3畝5歩	1	7歩	5	1反1畝15歩									
7	榊木坂		1	21歩	1	2畝13歩半					2	3畝4歩									
8	上段原	1	27歩	1	21歩	1	8畝21歩	1	7歩		4	1反16歩									
9	上段原頭										0										
10	下段原頭										0										
11	下段原		1	6歩	2	1反7畝13歩半	1	8歩		1	5歩	1	27歩半	6	1反9畝						
12	古屋敷	1	9畝		3	5畝17歩半			1	5歩		5	1反4畝22歩								
13	赤坂	4	5畝12歩		2	5畝16歩半					1	24歩	7	1反1畝22歩半							
14	長畑					2	23歩					2	23歩								
15	清水		3	1反12歩	3	2反8畝2歩半	1	4歩				7	2反8畝18歩半								
16	清水頭										0										
17	下向頭										0										
18	笹原向										0										
19	下向		1	1畝15歩	1	25歩					2	2畝10歩									
20	吉原	3	1畝24歩								3	1畝24歩									
21	笹原	7	1反4畝11歩半					2	10歩		9	1反4畝21歩半									
22	笹原頭										0										
23	鷺谷口										0										
24	鷺谷	4	3畝7歩		2	6畝6歩	2	15歩		12	3畝7歩	11	5畝1歩半	10	1反2畝25歩	41	2反5畝1歩半				
25	鷺谷奥										0										
26	鷺谷奥頭										0										
27	鷺谷口頭										0										
28	本田頭										0										
29	本田	3	2畝16歩		3	2畝5歩半					6	4畝21歩半									
30	妙見	6	5畝28歩	2	2畝6歩	4	1反4畝	1	1畝10歩		1	12歩	14	2反3畝26歩							
31	妙見頭										0										
32	成ル				2	1畝14歩			1	18歩	3	2畝2歩									
33	成ル空										0										
34	成木地屋敷										0										
35	神代			1	5歩	1	1畝	1	6歩	2	17歩	1	24歩	1	5畝23歩	7	8畝15歩				
36	鐘輪邸											1	1畝10歩	1	1畝10歩						
37	鐘輪邸頭										0										
38	成輪邸						2	6歩			2	1畝9歩	4	1畝15歩							
39	神代頭										0										
40	成ル空頭										0										
41	中畑			1	12歩	1	2歩	1	1畝20歩	1	1畝10歩	3	24歩	1	25歩	1	10歩	9	5畝13歩		
42	美徳谷			3	7畝10歩						3	7畝10歩	3	7畝10歩							
43	馬洗淵		1	2歩	2	17歩					1	2畝8歩	4	2畝27歩							
44	海老谷頭										0										
45	海老谷			1	28歩	6	8畝2歩		2	28歩	9	9畝28歩									
46	観音院										0										
47	妙光										0										
48	美徳頭										0										
49	美徳										0										
50	蜜坊	1	10歩			1	15歩				2	25歩									
51	九曜			1	3歩						1	3歩									
52	九曜頭										0										
53	馬口岩					1	3畝20歩		3	20歩	4	4畝10歩									
54	大瀬丸					4	3畝6歩半				4	3畝6歩半									
55	大瀬丸頭										0										
56	杉ノ原				1	3畝15歩	2	3畝			1	5歩	4	6畝20歩							
57	上牛王谷	15	1反8畝4歩								15	1反8畝4歩									
58	藤谷						1	2畝	2	1畝15歩	3	3畝15歩									
59	藤谷頭										0										
60	中牛王谷										0										
61	大谷							6	2畝5歩	2	6歩	8	2畝11歩								
62	大谷頭										0										
63	大石										0										
64	一ノ瀬頭										0										
65	一ノ瀬				2	10歩	2	1反10歩			4	1反20歩									
66	宇田谷										0										
67	宇田谷頭										0										
68	馬場頭										0										
69	馬場		2	1反5畝10歩	2	8畝28歩	3	1反1畝15歩			3	1畝14歩	3	5畝2歩	13	4反2畝9歩					
合	計	46	6反3畝7歩半	16	3反3畝1歩	40	1町2反7畝21歩	30	2反5畝20歩	11	2反23歩	35	1反6畝8歩	28	1反37歩	19	2反9畝24歩半	1	10歩	226	3町3反8畝1歩半

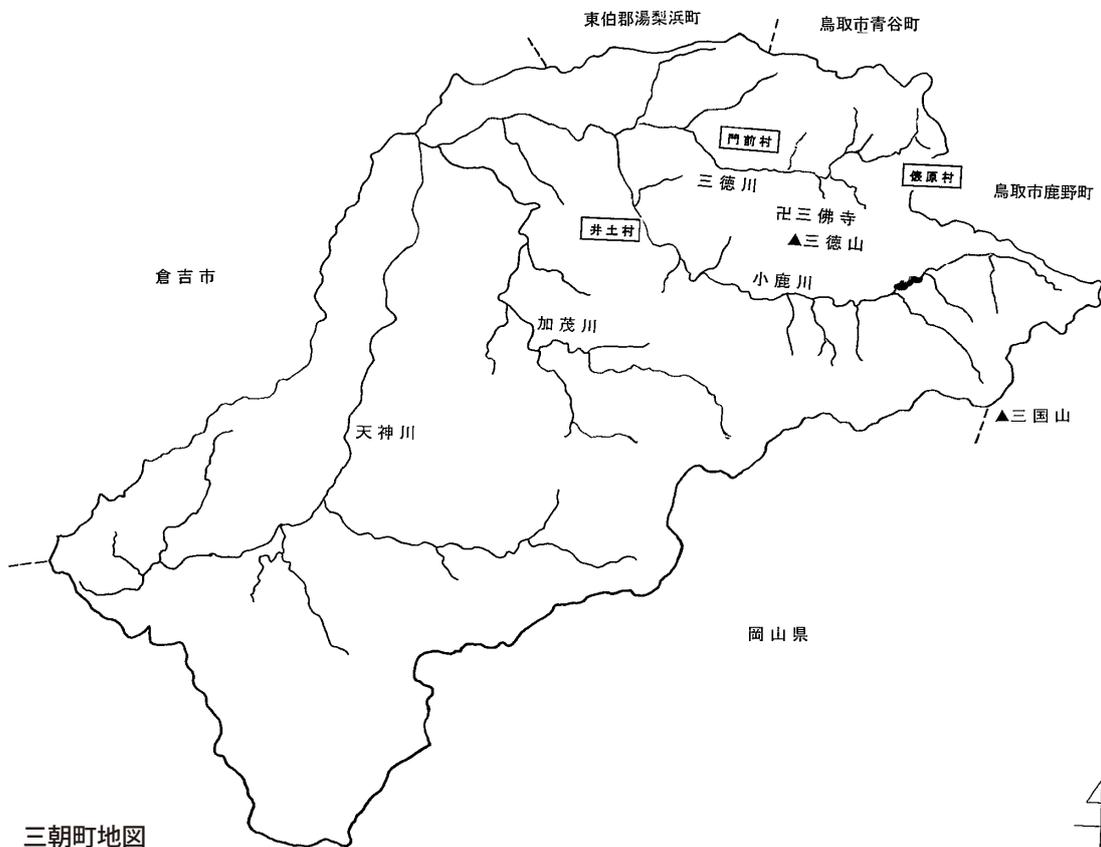
〔表8〕 三佛寺所領増減表

年代	西暦	史料名	所領合計	増減	井土村	増減	俵原村	増減	門前村	増減
寛永10	1633	地誌帳	98石5斗1升6分	—	71石7斗6分	—	13石8斗7升4合	—	12石8斗8升2合	—
延宝5	1677									
元禄14	1701	元禄14年郷帳	77石3斗7升8分	↓	65石7斗8升7合	↓	11石4斗3升4合	↓	1斗5升7合	↓
宝暦年間	1751～1764	宝暦年間書上帳	99石5斗1升5分	↑	70石4斗9升6合	↑	12石6斗4升3合	↑	16石3斗7升6合	↑
18世紀中期	1751～1800	因府録	99石3斗1升5分	↓	70石4斗9升6合	=	12石6斗4升3合	=	16石1斗7升6合	↓
天保5	1834	天保5年郷帳	97石9斗9升7分	↓	70石3斗3升3合	↓	12石6斗4升3合	=	15石2升1合	↓
明治10	1877	旧高旧領取調帳	153石4斗9升5分	↑	72石3斗5升9合	↑	32石1斗3升7合	↑	49石2合	↑
		開改帳		—	2石3斗3合	—	7石7斗4升5合	—	34石4斗5合	—

書上帳、因府録、天保五年の郷帳に数値としてあらわれていない。これは、門前村の開改帳に記載されている増加分の石高でも同様のことが指摘できる。元禄一四年の大洪水により、領内全体で収穫高が減少し、その石高が七七石三斗七升八合となった。この時の実態は元禄の郷帳に反映されている。そのうち、最も被害の大きかった門前村では、同年に直ぐさま開墾を実施しており、開改帳にみられるように正徳五年までには減少分の石高を回復している〔表8〕。

ところが、それ以降も着実に開墾を実施しているにも関わらず、その開墾による石高の増加が郷帳などの帳簿類の数値に反映されていないことがわかる。また、開墾による増加のみられる俵原村も同様に開墾による石高が郷帳などの帳簿類の数値に反映されていない。つまり、石高の減少した井土村と開墾により増加した門前村および俵原村の双方での増減した石高が元禄の郷帳以降の帳簿類には数値が反映されていないといえる。所領三ヶ村の総石高は、ほぼ一〇〇石と変化がないがその内訳は異なるものであり、郷帳類に記載されている数値は三佛寺所領の実態ではないといえよう。そして、井土村の石高が自然災害によつて僅かに減少しても、俵原村や門前村の開墾で補填することにより三佛寺所領全体には影響がなかったものと考えられる。

このように、江戸時代の当初は所領の大半の割合を占めていた井土村の田地が永荒、不植田、流場所などの自然災害により徐々に衰退していき、それを補うかのように門前村で



〔図5〕 三朝町地図

4

の開墾が著しいものとなったといえる。これは、門前村の開墾状況から増加分の石高からも窺うことができ、江戸時代の三佛寺所領である一〇〇石を維持するための手段であったのであろう。

したがって、三佛寺の所領である三ヶ村は、門前村を中心に所領一〇〇石を維持するために零細な土地で開墾に努めていたのである。その結果、ある程度の水脈があり三佛寺から近く管理の行き届く環境である門前村周辺での開墾を実施することで、井土村の減少分を補うことが可能になったと考えられる。すなわち、三佛寺所領の村々では所領の一〇〇石を表向きには維持しているが、その実態は着実に増加していったのである。

おわりに

以上、本稿では江戸時代とおして三徳山三佛寺が所領一〇〇石をどのようなように維持していたのか実態を究明するために所領の規模や所在の確認、井土村の土地帳簿類の土地台の分析と俵原村の地話帳および開改帳の内容確認をおこない、門前村の状況と併せて三佛寺所領の全容を述べた。その全体のとおりまとめをおこないたい。

①江戸時代の三徳山三佛寺の所領は郷帳をはじめ、その他の史料では井土村、俵原村、門前村の三ヶ所の一〇〇石である。また、三佛寺の検知帳と同等の役割を果たしている寛永一〇年と延宝五年の地話帳に記載の石高は井土村が一石七斗六升、俵原村が一石八斗七升四合、門前村が一石八斗八升二合とみえ、その総石高は九八石五斗一升六合となり、ほぼ一〇〇石である。

②井土村には寛永一〇年の地話帳〈一号〉、文政七年の開改帳〈一九号〉がある。それぞれ、寛永一〇年段階では田積は六町六反九畝二五歩半、石高が一石七斗六升であり、三佛寺所領一〇〇石のうち七一石を井土村が負担していたのである。また、文政七年の開改帳にみられる増加した田積は二反三畝一歩、石高が二石三斗三合と少なく、井土村では開墾があまり実施されなかったと考えられる。

③俵原村には延宝五年の地話帳〈三号〉、延享四年の開改帳〈二一号〉、文化元年の新聞改帳〈一七号〉の三冊があり、延宝五年の段階では田積は一町六反七畝一〇歩、石高が一石八斗七升四合である。また、二冊の開改帳は延享四年段階では田積は二反一畝二六歩、石高が一石三斗一升二合、文

化元年段階では田積は二町六反八畝二六歩半、石高が一六石一斗三升三合である。その総田積は二町九反二二歩半、石高が一七石四斗四升五合となり、田積と石高の増加が判明した。

④井土村では所領の他村にはみられない「永荒」、「不植田」、「流場所」などの自然災害によって石高の減少を示す六冊の土地台帳が現存する。これらは(A)永荒改帳〈二二号〉、(B)不植田改帳〈二三号(一六号)〉、(C)流場所改帳〈三〇号〉の三つに分類できる。その減少分の総田積は一町九反七畝六歩半、石高が二石三斗七升七合となり、井土村では負担分が若干減少しつつも、約七〇石を維持している。しかし、その減少分の石高が宝暦年間書上帳、因府録、天保五年の郷帳に数値としてあらわれていない。これは、江戸時代をとおして石高の増加した門前村、石高の減少した井土村の双方で増減した石高が元禄一四年以降の郷帳類の帳簿には数値が反映されていなかったのである。これは、俵原村の開改帳に記載されている増加分の石高でも同様のことが指摘できる。つまり、所領三ヶ村の総石高は一〇〇石であるが、その内訳は異なるものであり、郷帳類に記載されている数値は三佛寺所領の実態ではないといえる。また、井土村の石高が自然災害などによって僅かに減少しても、俵原村や門前村の開墾で補填することにより三佛寺所領全体には影響がなかったものと考えられる。

したがって、三佛寺所領一〇〇石を維持するために、門前村を中心に零細な土地での開墾に努めていたのである。その結果、三佛寺所領の村々では所領の一〇〇石を表向きには維持しているが、その実態は江戸時代をとおして小規模ながらも継続的な開墾により着実に増加していったのである。

注

(1)現在、天台宗寺院である三徳山三佛寺の「みとく」を漢字表記する場合は「三徳」とあらわすものが大部分を占めている。しかし、史料に関しては「美德」と表記されているものがある。本稿において本文は「三徳」と表記し、史料引用で「美德」と表記されている場合は「美德」を使用する。

(2)『三徳山由緒・堂社書上』(三佛寺文書 第一函五号)、『伯耆民談記』(伯耆民談記)『因伯叢書』第二巻、名著出版、一九七二年)に記載されている縁起には、その時、子守、勝手、蔵王の三所権現を安置したことを三徳山の開基としている。

- (3) 光谷拓実「国宝・三佛寺奥院（投入堂）の年輪年代調査」（『国宝三佛寺奥院（投入堂）ほか三種保存修理工事報告書』宗教法人三佛寺、二〇〇六年）。二〇〇一年、二〇〇二年度に国宝三佛寺奥院（投入堂）の古材や現在の建物に使用されている当初材について年輪年代法による年代調査がおこなわれ、その調査結果から現在の投入堂の建築年代は一一〇〇年を少し下る頃と推定されている。
- (4) 『鳥取県史』第三卷 近世（鳥取県、一九七九年）。大山（角盤山大山寺）は、伯耆国の大山中腹（現、鳥取県西伯郡大山町）に位置する天台宗寺院であり、江戸時代には幕府から三〇〇〇石の寺領安堵を受けている。
- (5) 小坂博之氏「南北朝期における伯耆国美徳山領」（『鳥城』二号、一九六九年）、「伯耆美徳山領の存在形態」（『地方史研究』第二卷三号、一九七一年）。
- (6) 拙稿「三徳山三佛寺の開改帳（一）―年記重複分の分析―」（『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要』史学編第二二号、二〇一三年）参照。地誌帳とは江戸時代、田畑の等級や石高は変更せず面積のみを測量し直した際に作成された土地台帳であり、開改帳とは、開墾により拡大した土地を対象として、その調査結果を記した土地台帳であると考えられる。その開改帳と同じ性格を有する土地台帳に新開改帳がある。なお、三一号以下の帳面は、そのほとんどが勘定目録帳である。
- (7) 松岡布政、生年不詳、寛延三年（一七五〇）。鳥取藩士。松岡氏は代々、倉吉詰を命じられており一三石を与えられている。
- (8) 佐伯元吉編（「伯耆民談記」『因幡叢書』第二卷名著出版、一九七二年）。
- (9) 羽衣石は因幡国と伯耆国の境に位置し、貞治五年（一三六六）南条氏が羽衣石山に築城して以降は東伯耆の軍事上の要衝であったが、慶長五年（一六〇〇）に羽衣石城は廃された。南条守元統は、元亀元年（一五七〇）家督を継ぎ、天正三年（一五七五）父の宗勝の死去を契機に毛利氏から離れ、豊臣秀吉の配下となる。天正八年秀吉の鳥取城攻めに際しては最前線にあり毛利軍の動きを封じ、翌年には秀吉より東伯耆三郡四万石を与え。
- (10) 『新鳥取県史』資料編 古代中世Ⅰ 古文書編 上（鳥取県、二〇一五年）。
- (11) 前掲注（11）
- (12) 三佛寺文書 貴重書三号。友田氏は、鳥取藩主宮部氏の家臣であるとされる。貴重書は6函以外の単独の資料で数点あり、既に報告書や史料集にて紹介されている。
- (13) 三佛寺文書 貴重書四号。前年の寛永九年（一六三二）には、因幡国と備前国で国替えがおこなわれており、池田光仲が入封している。その後、光仲による寛永の検地が実施されている。連署の差出は池田光仲の家臣であり乾兵部大輔は乾直幾、和田飛騨守は和田三正、荒尾志摩は荒尾高就、荒尾内匠助は乾成利である。
- (14) 三佛寺文書 第二函 一～三号。
- (15) 佐藤建長、生年不詳、明和六年（一七六九）。鳥取藩士。父の佐藤長通と同じく故実家として勤め使番として重用されていた。
- (16) 『鳥取県史』第六卷 近世資料（鳥取県、一九七二年）。原本の作成年代は不明。元文四年（一七三九）に、初めて御用勤めの記事がみられることから、一八世紀に成立したものと考えられる。
- (17) 『鳥取藩史』第四卷 財政志・刑法志・寺社志（鳥取県、一九七一年）。
- (18) 『伯耆民談記』に記載の寺院は全部で三六ヶ所であり、そのうち三四ヶ所は五〇石にも満たない所領である。
- (19) 『鳥取藩史』第五卷 民政志（鳥取県、一九七一年）。
- (20) 『続三朝町誌 ふるさと物語』（鳥取県東伯郡三朝町役場、一九六八年）。
- (21) 前掲注（16）
- (22) 『旧高旧領取調帳』中国・四国編（東京堂出版、一九九五）。
- (23) 本稿二頁で触れたとおり、二一号、二七号、二八号の三冊については次の理由により今回の分析対象としない。記載内容が三号とほぼ同じである二一号の記載内容が三号とほぼ同じである二一号の御図帳写、門前村分しか遺っていない二七号の名寄帳、二八号の年貢取立帳は「表1」に収録したが、記載内容から今回の分析対象から外した。
- (24) 重複している開改帳は*で表記したとおりである。この帳面には基本台帳とみなせる清書本の開改帳A型、清書本以降の土地の所有者や計上の変化を記した付箋を多数貼付けた開改帳B型の二種類がある。A型開改帳が作成されるまでの年記の間には、その開帳の実態をB型開改帳の付箋が示しているのである。
- (25) 拙稿「三徳山三佛寺の開改帳（二）―年記重複分の分析―」（『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要』史学編第一三号、二〇一四年）参照。
- (26) 前掲注（16）

The Land possessions of Mitoku-san Sanbutsu-ji: Comparative Analysis of Land books in the Edo period

Yasuko MIZUISH

Abstract: This research presents a study of the actual condition and whole picture of Mitoku-san Sanbutsu-ji in the Edo period. Documents exist relating to territorial lands such as the mandatory survey “Jizume-cho” of the territories of Ido-mura, Tawara-mura, and Monzen-mura, as well as the survey of cultivated lands, “Hirakiaratame-cho”. Among them, many Hirakiaratame-cho of Monzen-mura exist and, from them, we can tell that there was a constant clearing of land during the Edo period. Although there are records that indicate a small area of farmland in the large territory of Ido-mura, we can say that, for Sanbutsu-ji, invaluable lands were developed as much as possible to maintain the 100 koku central area of Monzen-mura. The land register indicates a decrease of farmland in Ido-mura, where much of its land was temple’s territory. Large areas of Ido-mura was territorial land, and the land register indicates that its farmland was decreasing. However, there are no records of this increase and decrease according to village registers. On paper, although the territory is 100 koku, it is clear that land was accumulated through the cultivation of land on a small scale.

Key words: Mitoku-san, Sanbutsu-ji, Land possessions, Hirakiaratame-cho, Land register, Edo period